

令和6年4月～

体育館専用使用(貸切)ご利用案内

シェルターインクルーシブプレイスコパル

(山形市南部児童遊戯施設)

〒990-2316 山形市大字片谷地 580-1

TEL023-676-9876/FAX023-676-9878

1 開館時間

午前9時～午後10時(退館時間)

2 休館日

毎月第2・4火曜日(祝祭日の場合は翌日)、1月1日

3 使用時間・使用者

時間	使用者
午前9時から午後6時	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校など、子育て関連事業者、子育て支援団体(育児サークル、読み聞かせやおはなしクラブなど) ※土日・祝日、学校の長期休業の期間は使用できません
午後6時から午後10時	一般市民団体(町内会、子供会、スポーツ少年団、クラブ活動団体など)

※施設の休館日及び年末年始(12月29日から1月3日)は使用できません。

4 申込み方法 来館・電話申込みの場合は開館日の午前9時～午後9時

(1) 使用月の3ヶ月前の初日～5日まで【事前抽選】を行い、その後【一般予約】を先着順で受け付けます。詳細は下記となります。

①事前抽選

使用月の3ヶ月前の初日～5日までにホームページの受付フォームまたは来館で申込みができます。申込順に受付番号をお知らせします。8日までにホームページ上の利用予定カレンダーで使用者(受付番号)を発表します。

※事前抽選予約の申込は1団体 月4回までとなります。

※利用希望日が重なった場合は抽選となります。

※ホームページを利用できない方は電話で問合せください。

②一般予約

利用予定カレンダー発表後、空きがある場合は来館または電話で予約ができます。

(2) 使用日の10日前までに施設受付にて使用許可申請の手続きを行い、使用料の支払いを行ってください。

※使用日の10日前までに申請手続き及び使用料の支払いがなされない場合は、予約を取消しさせていただきます。

(3) 申請手続き後に変更及び取消しをする場合、使用日の10日前までに施設受付にて使用許可変更・取消しの手続きを行ってください。

※これ以降の変更・取消しの場合、使用料等の還付はできません。

5 貸出し可能なスポーツ器具

卓球、バドミントン、バスケットボール、バレーボール、ソフトバレーボール、フットサル

ソフトテニス(硬式テニスは使用できません)※ラケットやボールは各自ご用意ください。

6 使用料

区分		使用料(1時間毎)
体育館	全面使用	1,500円
	2分の1面使用	750円

※高校生以下の方が半数を超える団体の場合、減免申請によりそれぞれの額の2分の1となります。

※障がい者の施設使用料等を無料とする条例(平成18年市条例第3号)第2条に規定する障がい者がおおむね半数を超える団体と認められるときは、使用料免除となります。

7 冷暖房料

(午後6時から午後10時までの専用使用に係るものに限る。)

区分	料金(1時間毎)
体育館	500円

※高校生以下の者が冷暖房を使用する場合は、2分の1の額となります。

8 使用の制限

次の目的での使用はできません。該当することが判明した場合はその時点で使用許可を取り消します。

(1) 営利を目的とするとき。そのおそれのあるとき。

※物品の販売やサービスの提供等全ての営業活動はできません。

(2) 特定の政党の利害に関する行為を行うとき。

(3) 宗教団体や宗教に関連するとき。

(4) 使用目的が公序良俗を冒すおそれがあるとき。

(5) その他指定管理者が不相当と認めた場合。

9 専用使用についての利用者の留意事項

(1) 使用する際は、必ず、山形市南部児童遊戯施設使用許可証兼領収証(以下 許可証という)を受付に提示してください。使用終了確認票をお渡します。また、許可証に記載された事項の変更・取消の際は、この許可証が必要となりますので、大切に保管してください。

(2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。

(3) 使用後はスポーツ用具、遊具、机、イスなどの備品を元に戻し、清掃と整理整頓を行ってください。使用者による原状回復が原則です。

(4) お帰りになる前に、受付に使用終了確認票を提出し、確認を受けてください。

(5) ゴミ類は持ち帰りをお願いします。

(6) 敷地内での喫煙・飲酒はできません。

(7) 駐車場及び施設内におけるけが・事故・盗難等については責任を負いませんので事故防止には万全を期してください。

(8) 昼間(午前9時から午後6時)の使用の場合は次のことに注意してください。

・施設内での飲食は指定の場所をお願いします。

・幼児(就学前のお子さま)の使用となりますので、必ず保育責任者を付けてください。

(9) 施設、附属設備等を破損又は紛失したときは速やかに事務室に連絡ください。その内容によりましては、相当額の賠償をお願いいたします。

10 その他

ご不明な点がありましたら、当施設までお気軽にお問い合わせください。